

広報直島

2025 May No.8b2



すな お な え が お の し ま

contents

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 02 建設経済課からのお知らせ | 16 住民福祉課からのお知らせ |
| 04 環境水道課からのお知らせ | 18 税務課からのお知らせ |
| 06 住民福祉課・税務課からのお知らせ | 19 まちづくり観光課からのお知らせ |
| 08 住民福祉課からのお知らせ | 22 ふれあい診療所からのお知らせ |
| 12 カメラリポート | |



町の人口 | 5月1日現在(先月比) 世帯数/1,601(+23) 人口/2,893(+6) 男/1,493(+7) 女/1,400(-1)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp



建設経済課からのお知らせ

県営住宅入居者募集について

受付期間

6月2日(月)～6月13日(金) 8:15～17:00 (12:00～13:00は除く)
(土・日・祝日は受付できません。)

場 所 直島町4143番地12 県営住宅直島団地106号室・305号室

入居指定日 7月1日(火) **募集戸数** 鉄骨造4階建106号 3LDK 1戸、305号 2LDK 1戸

抽選会および入居説明会 6月18日(水) 13:30～ 役場2階大会議室(2LDK当確者)

15:00～ 役場2階大会議室(3LDK当確者)

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。なお、当選された場合には、その後、引き続き入居説明を行います。(代理人でも可)

家 賃 2LDK 28,000円～48,000円(月額) ※別途共益費4,000円(月額)が必要です。

3LDK 34,000円～54,000円(月額) ※別途共益費4,000円(月額)が必要です。

入居資格 次の条件をすべて満たしている方

- ①住宅を必要としている
- ②同居親族、または同居しようとする親族がある
- ③世帯全員の所得の合算額が所定の基準に該当する
- ④町税、県税等の滞納がない
- ⑤過去に県営住宅の家賃・退去修繕費等の滞納がない
- ⑥申込者が成人であること
- ⑦その者と同居親族(予定含む)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない

申込方法

必要書類をそろえて建設経済課窓口申込者が直接持参してください。

- (1)入居申込整理票
- (2)入居許可申請書
- (3)県営住宅の留意事項について
- (4)住民票(世帯全員分)
- (5)課税・所得証明書(世帯全員分)
- (6)町税分納税証明書(世帯全員分)
- (7)県税分納税証明書(申請者のみ)
- (8)その他

(転入確約書、現住所の住民票、課税・所得証明書)

※課税対象でない方もその旨の証明を提出してください

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当されなかった方にも電話等で通知します。

※ 入居資格を満たす収入基準とは、年間総所得がおおよそ下記の金額以下の場合を指します。

2人家族(同居1人) 2,276,000円以上～6,224,000円以下

3人家族(同居2人) 2,656,000円以上～6,604,000円以下

4人家族(同居3人) 3,036,000円以上～6,984,000円以下

5人家族(同居4人) 3,416,000円以上～7,364,000円以下

6人家族(同居5人) 3,796,000円以上～7,744,000円以下

※ 家族のうちで所得が2人以上ある方はそれぞれの所得を合算して当てはめてください。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

建設経済課からのお知らせ

町営家族用住宅(つつじヶ丘団地)の入居者募集について

受付期間 5月1日(木)～5月16日(金)

8:15～17:00 (12:00～13:00は除く)
(土・日・祝日は受付できません。)

場 所 直島町2310番地192
町営家族用住宅「つつじヶ丘団地」002号

入居指定日 6月1日(日)

募集戸数 鉄骨造2階建・3LDK 1戸

抽選会および入居説明会

5月21日(水) 15:00～ 役場2階大会議室

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。なお、当選された場合には、その後、引き続き入居説明を行います。(代理人でも可)

家 賃 40,000円(月額) ※敷金120,000円

入居資格 次の条件をすべて満たしている方

- ①住宅に困窮し、自ら居住する住宅を必要とする方で、同居親族、または同居しようとする親族があり、原則、町内に居住地を確保していない。
※町内に在住の方で、婚姻等の特別な事情により、現在住んでいる所から世帯を分離する必要性に迫られている場合であって、やむを得ない特別な事情と認められる場合はこの限りでない。
- ②入居基準日をもって、申請者とその家族(子ども除く)が満18歳以上40歳未満。
※年齢については、民法第143条および年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居する。
- ④町税等を滞納していない。 ⑤家賃の支払い能力がある。
- ⑥その者、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。

申込方法

必要書類をそろえて建設経済課窓口申込者が直接持参してください。

- (1)家族用住宅入居許可申請書
- (2)「町営家族用住宅の留意事項について」
- (3)住民票(謄本)【世帯全員分】
- (4)課税・所得証明書【世帯全員分】
- (5)納税証明書【世帯全員分】
※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他 ※必要な場合あり。(転入確約書など。世帯状況等による。)

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当されなかった方にも電話等で通知します。

町営単身者用住宅(マリnpール直島)入居者募集について

受付期間 5月1日(木)～5月16日(金)

8:15～17:00 (12:00～13:00は除く)
(土・日・祝日は受付できません。)

場 所 直島町2249番地64
町営単身者用住宅「マリnpール直島」
107号・108号

入居指定日 6月1日(日)

募集戸数 鉄骨造2階建・1SDK 2戸

抽選会および入居説明会

5月21日(水) 13:30～ 役場2階大会議室

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。なお、当選された場合には、その後、引き続き入居説明を行います。(代理人でも可)

家 賃 30,000円+共益費1,000円(月額)
※敷金 90,000円

入居資格 次の条件をすべて満たしている方

- ①住宅に困窮し、自ら単身にて居住する住宅を必要とする方で、原則、町内に居住地を確保していない。
- ②入居基準日をもって、満18歳以上40歳未満。
※年齢については、民法第143条および年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居する。
- ④町税等を滞納していない。
- ⑤家賃の支払い能力がある。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。

申込方法

必要書類をそろえて建設経済課窓口申込者が直接持参してください。

- (1)単身者用住宅入居許可申請書
- (2)「町営単身者用住宅の留意事項について」
- (3)住民票(すべて省略したもの)
- (4)課税・所得証明書
- (5)納税証明書 ※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他 (転入確約書など)

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当されなかった方にも電話等で通知します。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



..... 環境水道課からのお知らせ

合併処理浄化槽の設置補助の申請はお早めに

町では、下水道整備事業の困難な区域において、下水道に代わる生活排水対策としてトイレ、台所、風呂、洗濯機などの家庭から出る生活雑排水を処理する「合併処理浄化槽」の設置に対して補助を行っています。

また、「合併処理浄化槽」の設置に際し、既存の「単独処理浄化槽」を撤去あるいは雨水貯水槽に転換して利用する場合にも補助が受けられます。

◆令和7年度補助予定基数

- ・合併処理浄化槽の設置 5人槽 2基
 7人槽 1基
- ・単独処理浄化槽撤去費 1基

◆補助対象要件

下水道整備事業が困難な区域の個人等が対象で、次の条件すべてを満たす場合に限ります。

- ◇50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合
- ◇浄化槽法に基づく設置の届け出の審査、または建築基準法に基づく確認を受けて合併処理浄化槽を設置する場合
- ◇補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置することができる場合
- ◇建物を借りている場合には、合併処理浄化槽の設置について賃貸人の承諾が得られる場合

◆補助額

合併処理浄化槽の設置（専用住宅等）

人槽区分	限度額	人槽区分	限度額
5人槽	664,000円	11～20人槽	1,408,000円
6～7人槽	828,000円	21～30人槽	2,208,000円
8～10人槽	1,096,000円	31～50人槽	3,055,000円

合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽撤去等限度額200,000円

◆補助事業の申請

令和8年3月31日までに設置工事が完了する場合は、「直島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に定めた交付申請を**令和7年12月19日までに**提出してください。

(注) なお、補助金の交付は予算の範囲内となっておりますので、申請前に補助の交付状況についてお問い合わせください。

受けてください！浄化槽の法定検査

浄化槽管理者は毎年1回、浄化槽法で知事が指定した指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会による「法定検査」を受けなければならないことになっています。この検査は、保守点検や清掃を実施していても受けなければなりません。

良好な水環境の保全のため、法定検査の内容・趣旨をご理解いただき、受検するようお願いします。

お問い合わせ 公益社団法人 香川県浄化槽協会 ☎087-881-6600

ホームページ <https://www.kagawajk.jp>

香川県循環型社会推進課 ☎087-832-3224

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

環境水道課からのお知らせ

水道週間

水は、私たちにとって、欠かすことのできない大切なものです。
 水資源が乏しい直島町は、岡山県玉野市から「友情の水」として海底送水管により受水していますが、この水も決して豊富ではなく、限りある貴重な資源です。
 水道について更に理解を深めるため、6月1日～7日を「水道週間」としています。
 今一度、一人ひとりが水を大切に使うよう心掛けましょう。

安心して飲める水

環境水道課では、安全な水を供給するために水質検査計画を策定し、計画的に検査を実施しています。

飲料用検査回数

検査名称	検査場所	検査頻度	項目数	備考
毎日検査	町内2カ所	1日に1回	3	色、濁り、消毒効果
毎月検査	町内2カ所	1年に12回	10	水質基準項目
全項目検査	町内2カ所	1年に1回	51	
消毒副生成物 省略不可項目検査	町内2カ所	1年に3回	15	
水質管理目標設定項目	町内2カ所	1年に1回	26	PFOSおよびPFOAを含む

※水質検査は、各家庭等の蛇口にいたるまでの水質を確認し、水質基準に適合していることを保障するために必要な作業です。
 ※令和7年度水質検査計画については、環境水道課で閲覧できます。

水質検査結果

令和6年度の水質検査は下記のとおりで、すべて水質基準に適合しています。

検査項目	水質基準値	単位	5月15日	8月21日	11月20日	2月21日
一般細菌	100/1mℓ以下	—	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
カドミウムおよびその化合物	0.003mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.0003	—	—
水銀およびその化合物	0.0005mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.00005	—	—
セレンおよびその化合物	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
鉛およびその化合物	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
ヒ素およびその化合物	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.002	—	—
亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.004	—	—
シアニ化物イオンおよび塩化シアニ	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	0.3	—	—
フッ素およびその化合物	0.8mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	0.10	—	—
ホウ素およびその化合物	1.0mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.02	—	—
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.0002	—	—
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.005	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.002	—	—
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.001	—	—
塩素酸	0.6mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.06	0.09	<0.06	<0.06
クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.009	0.015	0.005	0.003
ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.002	0.004	0.002	0.002
臭素酸	0.01mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.016	0.028	0.011	0.009

検査項目	水質基準値	単位	5月15日	8月21日	11月20日	2月21日
トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.006	0.006	<0.002	<0.002
ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.005	0.009	0.004	0.004
ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛およびその化合物	1.0mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.01	—	—
アルミニウムおよびその化合物	0.2mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.02	0.02	0.003	0.01
鉄およびその化合物	0.3mg/ℓ以下	mg/ℓ	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅およびその化合物	1.0mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.01	—	—
ナトリウムおよびその化合物	200mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	8.2	—	—
マンガンおよびその化合物	0.05mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.005	—	—
塩化物イオン	200mg/ℓ以下	mg/ℓ	6.3	8.5	5.8	12.4
カルシウム、マグネシウム等	300mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	53.7	—	—
蒸発残留物	500mg/ℓ以下	mg/ℓ	85	120	83	112
陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.02	—	—
ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.000001	—	—
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.000001	—	—
非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.002	—	—
フェノール類	0.005mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.0005	—	—
有機物	3mg/ℓ以下	mg/ℓ	0.9	0.9	1.0	0.7
pH値	5.8以上8.6以下	—	7.5	7.3	7.3	7.5
味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	度	0.6	<0.5	0.6	<0.5
濁度	2度以下	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
残留塩素	0.1mg/ℓ以上	mg/ℓ	0.16	0.10	0.20	0.20
PFOSおよびPFOA	0.00005mg/ℓ以下	mg/ℓ	—	<0.000005	—	—

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225



国民健康保険に加入されている皆さんへ 令和7年度の国民健康保険税の税率をお知らせします

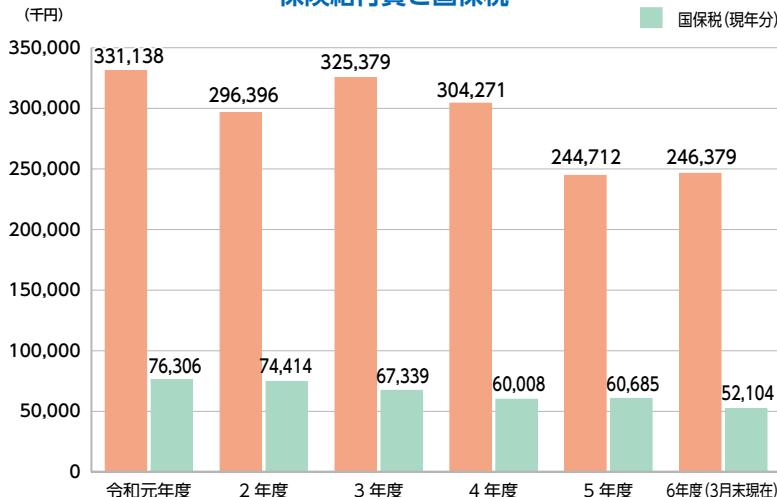
国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

直島町の令和6年度国保加入者の総医療費は約2億4千万円で、昨年度より増加しており、1人あたりの医療費は約52万円で、香川県内でも高い傾向にあります。高い要因としては、加入者の高齢化が進んでおり、医療を受ける頻度や費用が高いことなどが挙げられます。

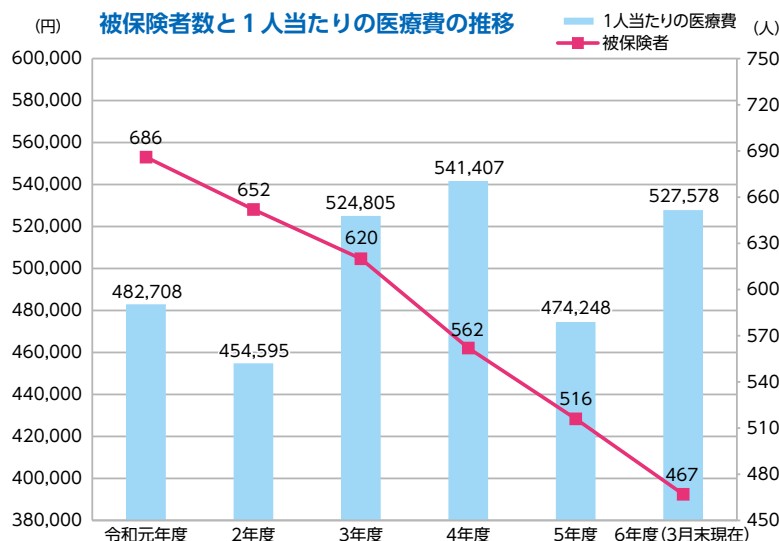
国民健康保険事業は、香川県が主体となって運営しています。香川県が算定した納付金を支払うために、直島町が税率を定めて税金を徴収する仕組みとなっています。

今年度につきましては税率改正の必要はありませんでしたが、近年の景気低迷による税収の伸び悩みや、加入者数の減少などにより、厳しい財政状況が続くと予測されるため、医療費の適正化等に積極的に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

保険給付費と国保税



被保険者数と1人当たりの医療費の推移



住民福祉課・税務課からのお知らせ

◆国保税 税率表

	令和6年度	令和7年度	変更内容
医療分			
所得割	8.82%	8.82%	現行どおり
均等割	36,700円	36,700円	現行どおり
平等割	25,600円	25,600円	現行どおり
賦課限度額	650,000円	660,000円	10,000円引き上げ
後期高齢者支援分			
所得割	2.82%	2.82%	現行どおり
均等割	11,800円	11,800円	現行どおり
平等割	7,600円	7,600円	現行どおり
賦課限度額	240,000円	260,000円	20,000円引き上げ
介護納付金分			
所得割	2.49%	2.49%	現行どおり
均等割	13,100円	13,100円	現行どおり
平等割	6,400円	6,400円	現行どおり
賦課限度額	170,000円	170,000円	現行どおり

賦課限度額の改正は国の税制改正によるものです。

- 所得割は、前年の所得にかかる税率
- 均等割は、被保険者1人あたりの税額
- 平等割は、1世帯あたりの税額

なお、国保税の納税通知書は、6月中旬に発送を予定しています。

～国保税率の改正にご理解とご協力をお願いします～

また、所得の少ない世帯については、国保税のうち均等割と平等割が下記のとおり軽減されます。

◆低所得者にかかる軽減対象の基準額について

軽減対象世帯	令和6年度(変更前)	令和7年度(変更後)
5割軽減世帯	43万円+ (29.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43万円+ (30.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減世帯	43万円+ (54.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43万円+ (56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※5割軽減世帯・・・上記の要件に該当する場合、均等割額および平等割額が5割軽減される世帯

※2割軽減世帯・・・上記の要件に該当する場合、均等割額および平等割額が2割軽減される世帯

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223 / 税務課 ☎087-892-2296



住民福祉課からのお知らせ

戸籍の氏名に振り仮名が記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、新たに戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになります。

1 戸籍に記載する予定の振り仮名の通知書を発送【本籍地が直島町の方は7月頃に発送予定】

本籍地市区町村から「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が、原則として戸籍の筆頭者宛てに郵送されます。(発送時期は本籍地によって異なります。)

通知書が届いたら内容を必ずご確認ください。

特に「つ、や、ゆ、よ」の様な小さい文字について、大きい文字で記載されている場合があります。

例えば、京子(きょうこ)が(きようこ)になっている、堀田(ほった)が(ほつた)になっている場合などです。

2 戸籍に記載する振り仮名の届け出

- 通知書に記載されている振り仮名が正しい場合は、届け出をする必要はありません。

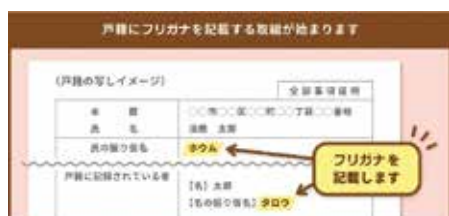
令和8年5月26日以降に、通知書に記載されている振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

- 通知書に記載されている振り仮名が現在使用している読み方と異なる場合(小さい文字が大きい文字で記載されている場合等を含む。)には、令和8年5月25日までに、正しい振り仮名の届け出をしてください。

なお、振り仮名記載の届け出を行った後に振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

届け出方法については住民福祉課へお問い合わせください。

振り仮名の届け出に手数料はかかりません。また、届け出をしなくとも罰則はありません。手数料や罰則をかたる詐欺には十分注意してください。



←制度の詳細については、法務省のホームページをご覧ください。



「人権擁護委員の日」をご存じですか？

6月1日は、「**人権擁護委員の日**」です。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「**人権擁護委員の日**」と定め、高松法務局と香川県人権擁護委員連合会でも、この日を中心に、人権擁護委員制度の周知および人権尊重思想の普及高揚に努めています。

皆さんの中で、差別問題、家庭内の問題(夫婦・親子・結婚・離婚・扶養・相続等)、隣近所とのもめごと、差別などの問題でお困りの方は、

人権相談所あるいは地元の人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談は**無料**で、秘密は固く守られます。

当町の人権擁護委員は次の方々です。

◎佐々木 広武 氏 ◎山上 美香 氏

※人権相談の開設場所などについては、開設する月のわがまちのカレンダーに掲載しています。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

住民福祉課からのお知らせ



かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」



香川県では、県民の皆さんの健康づくりを後押しする環境づくりを推進するため、かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」を実施しております。

楽しみながら継続的に健康づくりを実践していただくために、機能豊富で手軽に参加できるスマートフォンアプリを使用します。スマートフォンアプリをお持ちでない方は、記録シート版（紙）での参加もできますので、家族みんなで取り組むことが可能です。

ご家族や職場の仲間、ご友人と一緒に、ぜひ、ご参加ください！

内容

ウォーキングや朝ごはんを食べるなどの目標「マイチャレンジ（マイチャレ）」の達成、健康診断やがん検診の受診、献血やボランティア活動などの社会参加に健康ポイントを付与して、一定の健康ポイント数を獲得した方が『マイチャレカード』を受け取り、これを提示すると県内の協力店でサービスを受けることができ、さらに、賞品が当たる抽選にも参加できます。

また、早期に参加していただくと抽選のチャンスが増える特典などもあります。

さあ、あなたも理想のカラダとごほうびを目指して、レッツ・マイチャレ



対象者

小学生以上の香川県民の方

実施期間

令和8年3月31日まで

※商品抽選の健康ポイント獲得期限は令和8年3月1日まで。

参加方法

「スマートフォンアプリ」または「記録シート版（紙）」を用いて、健康ポイントを貯めます。

※「記録シート版（紙）」は住民福祉課窓口にて配布しております。また、WEBサイトからもダウンロードできます。（WEBサイトからダウンロードする場合は、直島町を選んでダウンロードしてください。）

詳しくは、ホームページをチェック！

マイチャレかがわ

検索

<https://mychalle-kagawa.com>

お問い合わせ

町役場住民福祉課

☎087-892-2223（9：00～17：00平日のみ）

香川県健康福祉部健康福祉総務課

☎087-832-3273（10：00～17：00平日のみ）

出張年金相談を開催します

開催日

5月15日（木） **事前予約制**

場所・時間

- ・役 場（1階小会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

年金相談をご希望の方は

『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に

事前予約をお願いします。

（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用）

平日8：30～17：15（土・日・祝日を除く）



相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、離婚分割、住所・口座変更等

持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

年金事務所と同等のサービスが受けられます。

お問い合わせ

住民福祉課

☎087-892-2223



●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日時点で、公務扶助料などを受ける方がいない場合に、所定の先順位のご遺族お一人に対し、特別弔慰金（額面27.5万円、5年償還の記名国債）が支給されます。

● 請求期間／令和10年3月31日(金)まで

● 請求先／役場住民福祉課

お問い合わせ

役場住民福祉課 ☎087-892-2223

県長寿社会対策課 ☎087-832-3265

日赤奉仕団からのお知らせ

日本赤十字社は、昭和27年に「日本赤十字社法」が制定され、中立性をもった人道的な活動を行う認可法人です。

赤十字・赤新月社は世界で192の国にあり、災害救援、社会福祉事業、医療事業など、幅広い活動を行っています。

活動資金はそれぞれの財源で運営される事業を除き、皆さんからの寄付金によってまかなわれています。

災害が多発しています。地震のみならず山火事による被害が近隣で発生したことは記憶に新しいことです。

直島でもいつ大きな災害が起こるか分かりません。

私たちは自助・共助の精神を育み、防災の知識を少しでも深める活動を支援したいと考えています。

今年度も多くの活動を予定していますので、皆さんのご参加をお待ちしています。



わたしたちは災害救援など
人道支援に取り組む
日本赤十字社を応援しています。



日本赤十字社 香川県支部
Aomori Red Cross Society

いつ起こるか分からない災害の準備をしましょう!!
家具を固定しましょう!!

～ 見直しましょう！重複受診 ～ 【医療費適正化のために】

● 重複受診とは

同じ病気で複数の医療機関にかかることです。

● 重複受診のデメリット

- ・ 同じような検査や処置、投薬を繰り返すと体に負担がかかり危険です。
- ・ 受診のたびに医療費を支払うことになります。医療費のムダ遣いです。
- ・ 時間のムダ遣いのうえ、急病人の治療に支障がでる恐れがあります。
- ・ 医療費が増えると、国保財政が圧迫され、保険税の引き上げを招きます。



重複受診を防ぐコツ

● かかりつけ医を持ちましょう

“かかりつけ医”とは、日頃から診察や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。病歴などを把握したうえで、細やかな対応をしてもらえます。町内にもふれあい診療所がありますので、“かかりつけ医”として積極的に利用してください。

～ 国民健康保険の届け出には

マイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

届け出の際は、世帯主と手続対象者全員分のマイナンバーがわかるものを持参してください。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

お問い合わせ

住民福祉課

☎087-892-2223

健康推進室からのお知らせ

ホットアドバイス ～作業療法士からリハビリテーションについて～

【前庭性めまいについて】（訪問看護ステーション ママック 作業療法士・末澤完美）

皆さんこんにちは。今回は、めまいについて説明します。

めまいとは、身体の平衡（バランス）を保てなくなる状態のことを指します。めまいを、大まかに分けると①前庭性のめまい②非前庭性めまいの2つに分類できます。



【前庭性めまい】

末梢性とも言います。耳の中（内耳）にある、頭の位置や、動きを感じる前庭機能と、視覚や関節の深部感覚とのズレが原因で生じ、**目が回る**症状がでます。健康な方は目を閉じて、前庭機能が動きバランスを取れますが、前庭機能が低下すると片側がパンクした車の様に、バランスが取れません。そのため、頭を動かした際や、歩行時に何気なく頭の向きを変えた際にバランスを崩すなどが生じやすくなります。予防・治療として、**前庭リハビリテーションが有効です**。

【非前庭性めまい】

中枢性とも言います。脳や心血管、心の病気などさまざまな要因で生じ、ふわふわとしためまいや失神しそうな症状がでます。多彩な疾患が背後にあり、疾患毎の対応が大事ですが、規則正しい生活、食事や睡眠、ストレス対応を見直すことも必要です。

【自宅でできる前庭リハビリテーション】

前庭性めまいは薬物治療に加えて前庭リハビリを実施すると有効です。

めまいのない方も検査とバランス維持のため、推奨します。

【目を動かす練習】

左右に10回 ゆっくりと目を動かす

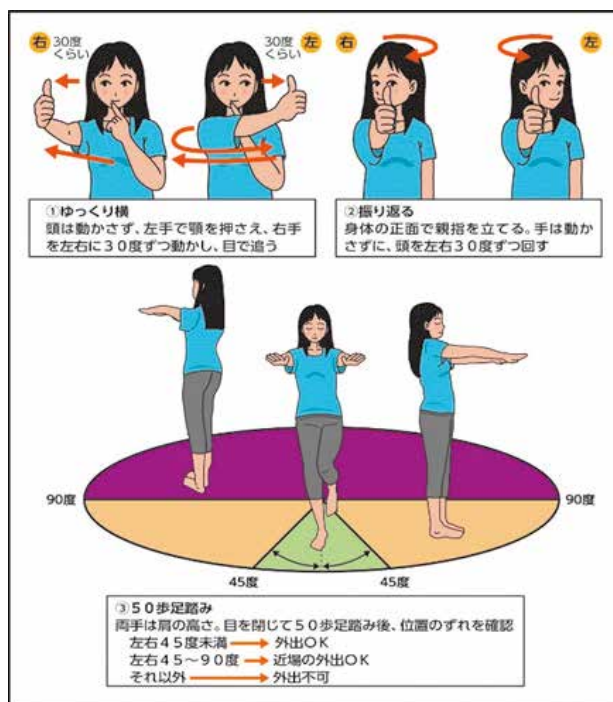
【振り返る練習・内耳に刺激を与える】

左右に10回 ゆっくりと頭部を動かす

【目を閉じて足踏み練習・深部感覚を鍛える】

両手を肩の高さ、50歩足踏みをする

※**1日2回**無理のない範囲で実施してください。高齢者、転倒リスクのある方は、安全のため、手すりや介助者のいる環境で行ってください。



3月29日(土)

世代間交流&eスポーツ体験会

直島ホールにてeスポーツ体験会が開催されました。

体験会では、さまざまなジャンルのゲームを家族や友人で楽しみました。



4月6日(日)

春の健康ウォーキング

春の健康ウォーキングが開催されました。

20名の方にご参加いただき、つつじ荘～直島ダムまでの往復約6kmを、桜を楽しみながら歩きました。
ご参加ありがとうございました。



入園式・入学式

4月9日(水) 中学校入学式

幼児学園入園式、小・中学校入学式が執り行われました。新入園児・新入生たちは、少し緊張した様子でしたが、教職員や在校生に温かく迎えられ、新しい園・学校生活をスタートさせました。
おめでとうございます。



4月10日(木) 小学校入学式



4月11日(金) 幼児学園入園式



直島町の皆さん、はじめまして！ よろしくお願いします!!

質 問

- ①どちらから直島に来られたのですか？
- ②今、熱中していることは？
- ③最後に一言お願いします。

中 学 校

豊島
としま
香織
かおり
教頭

- ①高松市立香東中学校からきました。美術の授業を担当しています。
- ②クロスステッチの刺繍にはまっています。無心になれる。美術館へは、特別展の年間スケジュールを見て県内外へ出かけています。
- ③あこがれのアートの島で務められることを大変喜んでいます。美しい環境の中で、生徒の皆さんがそれぞれの良さを伸ばしていけるように支えていきます。

中多
なかた
優介
ゆうけい
先生

- ①前任校 さぬき市立長尾中学校
住まい 高松市
出身地 小豆島 です。
- ②服や靴を買うこと。
- ③島での生活を充実させるために、趣味を増やしたいと考えています。慣れないことが多く迷惑をかけることもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

岡
おか
優梨子
ゆりこ
先生

- ①高松市立香川第一中学校から来ました。1年生の担任で、教科は英語です。
- ②ラーメン屋巡りです。旅行が好きで、次旅行するところを決めるために情報収集しています。
- ③初めて直島に来て、心優しい方々と出会い、これからの生活がとても楽しみになりました。直島の英語教育に少しでも貢献できるよう、全力を尽くしますので、どうぞよろしくお願いします。

山下
やました
祐典
ゆうのり
先生

- ①高松市立香東中学校から来ました。国語を担当し、卓球部顧問です。
- ②プロ野球を観戦することです。今回の異動を期に DAZN の契約をしました。
- ③直島は今回が初上陸！何もわからないので直島の美しい風景や芸術、お店など教えてください！

津郷
つこう
由妃乃
ゆきの
先生

- ①直島生まれ直島育ちです。昨年度は神戸市の中学校で勤め、今年度から戻ってきました。
- ②ライブやミュージカルを見に行くことが大好きです。特に去年は関西にいたこともあり、暇を見つけて行っていました。
- ③久しぶりの直島での暮らしで楽しみ半分、緊張半分ですが、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いします！

佐野
さの
和子
かずこ
先生

- ①高松市立山田中学校からスクールカウンセラーとして参りました。
- ②「ソーイング・ビー」というテレビ番組をきっかけに、古いミシンを取り出し、お裁縫を楽しんでいます。ミシンの音が心地よく気持ちが落ち着きます。
- ③週に1日の勤務ですが、皆さんとの出会いを大切に、気軽に話したり、触れ合ったりしたいと思います。よろしくお願いします。

診 療 所

大川
おおかわ
純平
じゅんぺい
医師

- ①まんのう町国保造田美合診療所から来ました。
- ②昨年にうまれた長男の子育てに悪戦苦闘しています。休める日にお酒を飲むことも好きです。テニスができればいいと思っています。
- ③直島の医療に少しでも貢献できるように頑張ります。よろしくお願いします。

西山
にしやま
将
まさ
医師

- ①高松市から来ました。前年度の職場は三豊市立みとよ市民病院です。
- ②「熱中」とは少し違うかもしれませんが、体を動かすことです。仕事の合間を見つけて剣道をしたり、ランニングしたり、ストレッチしたり、日に日に成長する我が子を少しでも長く抱っこできるよう鍛えているところです。
- ③医師として社会人としても未熟な若輩者ですが、少しでも皆さんの医療に貢献できるよう努めてまいります。

役 場

花岡 海音

- ①直島生まれ直島育ちです。
- ②最近ゴルフを始めました。まだまだコースを回れるほど、練習ができていないので、はやく上達して友達や役場の先輩方と一緒にコースを回りたいです。
- ③少しでもはやく直島町の力になれるように精一杯頑張ります。よろしくお願いします。

幼 児 学 園

福島 奈津子先生

- ①三重県です。直島幼児学園では1歳児クラスの担任をしています。
- ②Netflixでドラマ・映画・アニメ・恋愛リアリティ等幅広く見漁ることにまっています。
- ③直島で働けることを楽しみにしています。これから精一杯頑張りたいと思うので、よろしくお願いします。

小 学 校

香西 謙二校長

- ①高松市立前田小学校から来ました。
- ②島内にある直島八十八箇所めぐりに挑戦したいです。
- ③平成28年から平成30年度まで教諭をしていました。その時以上に直島のことをもっと深く広く知りたいです。

松本 真実先生

- ①高松市立植田小学校からきました！！
- ②推し活です。
ハリー・ポッターと呪いの子の舞台を見に行くことにはまっています。
- ③これから直島のよさをたくさんみつけていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

佐伯 健太先生

- ①高松市立屋島東小学校から来ました。
- ②香川ファイブ
アローズの
応援です。
- ③よろしくお願いします。



四方 愛歩先生

- ①高松市立牟礼小学校から来ました。住まいは屋島です。
- ②シール絵画（決められた位置にシールを貼ると絵画が完成する）を作っています。
- ③あたたかく迎えていただきありがとうございます。直島のことをよく知ってお役にたてるよう頑張ります。よろしくお願いします。

永井 優希先生

- ①兵庫県西宮市から来ました。
- ②野球観戦です。
- ③香川県のこと、直島のこと、これからたくさん知っていききたいと思っています。おいしいごはんやさんも見つけていきたいです！よろしくお願いします。

岡 光聖先生

- ①高松市から来ました。
- ②無水カレーを作ること
美味しいもの、好きなものをたくさん食べることです。
分厚くておいしいパンケーキを探しています。パン屋さんを探しています。
- ③生活してみないと分からない直島の良さを沢山知りたいです。頑張ります。

八木 紀音先生

- ①高松市立大田南小学校から来ました。
- ②K-POPが大好きで、よくコンサートに行っています。
ゲームも好きで、ピクミンのグッズを集めています。
- ③直島のことをたくさん知っていききたいです。これからよろしくお願いします。

乾 彰納先生

- ①直島出身で、小さい頃はこの直島小学校に通っていました。
- ②1日の歩数やレシートを撮影するなどしてポイントを集める「ポイ活」に熱中しています。
- ③看護師として勤務します。
小学校で働くのは初めてでわからないことばかりですが、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。



健康推進室からのお知らせ

楽しく ひざ痛 こし痛 予防・改善教室



転ばない



疲れない



痛まない

体づくり

- この教室では、主に椅子に座って、ゆっくりとストレッチ、マッサージ、運動などを行います。
- 講師は、四国新聞「おうちでフィットネス」でおなじみの健康運動指導士 阿部純也氏です。
- 膝痛・腰痛などに関する日常生活でのアドバイスや、季節で生じやすい、体の不調を改善する方法などもお伝えしています。
- 講師へ個別に質問・相談ができます。



★開催予定場所・予定日

場所	予定日
西部公民館 〔体育室兼講義室 または、体育室〕	5月7日(水)
	7月2日(水)
	9月3日(水)
	10月1日(水)
	12月3日(水)
	1月7日(水)
	2月4日(水)
	3月4日(水)

場所	予定日
積浦集会所	6月4日(水)
	11月5日(水)

場所	予定日
直島ホール研修室	8月6日(水)

●時間：9：30～11：00 ●料金：無料

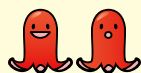
※飲み物、タオルをご持参のうえ、お気軽にご参加ください。

ヘルスマイトさん募集中

直島町食生活改善推進協議会では、
一緒に食育の普及をしてくださる方（ヘルスマイト）を募集しています！

おもな活動内容

- 「みんなの健康教室」での、生活習慣病予防レシピの調理
- 「乳幼児専門相談」での調理実習の準備
- 「直島町教育文化祭」バザーへの出店 など



活動は不定期で、ご都合のつく日のみの参加でOKです。
“食”を通じていろいろな世代の方と交流してみませんか？



お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

「特定健康診査」「肺がん検診」実施のお知らせ

今年度も「特定健康診査（特定健診）」の時期が、やってきました。

特定健診は、気づかぬうちに進行している高血圧や糖尿病などの生活習慣病を早い段階で発見して予防・改善するための健診です。

皆さんが、この先ずっと健康でいられるよう、年1回の健診を必ず受けましょう。

★集団健診の受診を希望される方は、6月6日(金)までに役場健康推進室へ電話または窓口でお申し込みください。



【受診できる方】

- 直島町国民健康保険加入者（20歳～74歳の方）
- 香川県後期高齢者医療加入者（75歳以上の方）
- 社会保険加入者の被扶養者（詳しくは健康推進室までお問い合わせください）

※社会保険加入者本人は受診できないため職場の健診を受けてください。

● 国民健康保険・後期高齢者医療加入中の方は、6月上旬に受診券・質問票（問診票）をお送りします。検尿容器は、健診を予約いただいた方のみお送りします。健診当日、健診料（500円）と併せてご持参ください。

● 今年度、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を迎えられる方は特定健診の健診料（500円）が無料になります。この機会をぜひご利用ください。

● 40歳以上の方は、希望により肝炎ウイルス検査、前立腺がん検査（男性）も受診可能です。（別途検診料各400円が必要）

● 下記の日程で、肺がん検診も同時に受診できます。（40歳以上の方が対象）

料金：100円（喀痰検査が必要な方はプラス400円）

種別	実施日	健診場所	受付時間
集団健診	6月21日(土)	西部公民館	特定健診 肺がん検診 10:00～12:00
	6月22日(日)	町役場	特定健診 肺がん検診 9:30～11:45
	6月23日(月)	積浦集会所	特定健診 肺がん検診 9:30～11:00 10:00～10:45
個別健診	7月1日(火)～ 9月30日(火)	町立ふれあい診療所 ※土・日・祭日を除く	特定健診 8:30～11:30 14:00～16:00
	6月2日(月)～ 令和8年3月31日(火)	玉野市 各医療機関	特定健診 —

※個別健診は、国民健康保険・後期高齢者医療加入中の方のみ受診可能です。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



税務課からのお知らせ

令和7年度介護保険料について

介護保険料(65歳以上の人の保険料)は、町民税の課税状況や本人の所得などから保険料段階が区分され、段階ごとに保険料基準額に乘じる保険料率により決定されます。

また、介護保険料は3年ごとに見直されることになっており、令和6年度から3年間の介護保険料基準額は次のとおりとなっています。

令和6年度から令和8年度直島町の介護保険料基準額(年額)

85,200円

※基準額：市町村の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき額を、65歳以上の方の人数で割った平均的な額

第1段階	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金の受給者、世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等80万9千円以下の方	24,200円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等80万9千円超120万円以下の方	41,300円 (基準額×0.485)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等120万円超の方	58,300円 (基準額×0.685)
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、本人年金収入等80万9千円以下の方	76,600円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、本人年金収入等80万9千円を超える方	85,200円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	102,200円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	110,700円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	127,800円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	144,800円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	161,800円 (基準額×1.9)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	178,900円 (基準額×2.1)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	195,900円 (基準額×2.3)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	204,400円 (基準額×2.4)

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296

まちづくり観光課からのお知らせ

「消費生活に関する資格取得応援講座」を開催します！

消費生活アドバイザー試験（消費生活相談員資格試験）に向けた、ガイダンス講座（事前講座・全1回）と、学習支援講座（本講座・全4回）を開催します。

消費生活アドバイザー制度は、消費者と企業や行政の架け橋として、消費者の相談等に対して迅速かつ適切なアドバイスを実施できる人材の育成を目的としています。

当資格の取得に関心がある方はぜひご参加ください！



日時 事前講座：
5月24日(土)
13:30～15:00

本講座：
6月21日(土)・28日(土)
7月19日(土)・26日(土)
各日 10:00～16:00

場所 県庁本館12階 第1・第2会議室
(高松市番町4-1-10)

対象 2025年度試験の受験予定者

定員 35人 (先着順)

料金 事前講座：無料
本講座：
4,000円(別途テキスト代9,900円必要)

申込 事前講座：
5月21日(水) 17:00まで

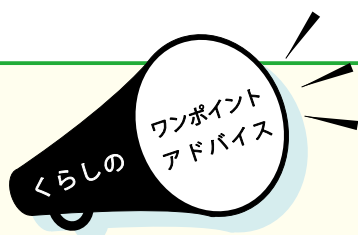
本講座：
6月4日(水) 17:00まで

①氏名 ②住所 ③電話番号

④メールアドレスを、電話もしくはメールでお知らせください。

申込先 県くらし安全安心課
総務・消費生活グループ
☎087-832-3172
E-mail: kurashi@pref.kagawa.lg.jp

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



太陽光発電設備契約の勧誘トラブル

突然訪問してきた事業者「太陽光発電設備を設置すると電気代が安くなる。今日中に契約すれば割引できる。」などと強引に勧誘されて契約をしたり、既に設置している太陽光発電設備の無料点検の提案をきっかけに家庭用蓄電池を勧誘されたといった相談が寄せられています。訪問してきた事業者の名称や目的等をしっかり確認しましょう。勧誘を受けても業者の説明をうのみにせず、自分でも情報を収集して総合的に判断することが大切です。

困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」「消費者ホットライン188 (局番なし)」



まちづくり観光課からのお知らせ

特産品開発に関する補助制度について

町では町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。

【特産品】

「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものとします。

- 町の産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
- 販売が可能なもの
- 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

【補助対象者】

補助対象者は、以下のいずれかであって、町税等の滞納がなく、事業を継続できると認められる方に限ります。

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、以下のとおりです。

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

【補助対象経費】

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費等）
- 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
- 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- 商品 PR に係る広告、宣伝に要する経費
- その他、必要と認められる経費

※人件費は補助対象外です。

【補助金の額】

- 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（50万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨て）

社宅整備費用助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度です。

【社宅とは】

事業者が従業員の居住を目的として新たに建設する住宅をいう。

【対象者】

- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する
- 市区町村税を滞納していない

【助成額】

- 入居可能世帯数1世帯当たり20万円

【交付の条件】

- 入居する従業員等（家族含む）、町に住民登録すること
- 入居率の向上に努めること

【用途変更の制限】

- 助成金交付後5年間は、社宅以外の用途に変更しないこと

※なお、工事着手前に交付申請書等の提出が必要となりますので、必ず計画段階で事前にご相談ください。

..... まちづくり観光課からのお知らせ

「瀬戸内国際芸術祭2025」 開幕

今回で6回目となる現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」が開幕しました。

開幕前の4月5日(土)のクリーン活動には、自治会や町内企業など大勢の方々にご参加いただき、来島者にきれいな景観で芸術祭を楽しんでいただくための準備ができました。誠にありがとうございました。

4月19日(土)は、朝から濃霧の影響により船が欠航となりましたが、天候の回復後、宇野港発の2便および高松港発の1便に合わせて、来島者をお迎えするおもてなしイベントを実施しました。

なおしま公式キャラクター「すなお君」をはじめ、商工会女性部、観光協会、老人クラブ連合会、そしてベネッセアートサイト直島の関係者など、多くの方々にご参加いただきました。

港では、つつじ太鼓による力強い演奏が響き渡り、島を訪れた皆さんを温かくお迎えしました。また、岡崎貢さんの絵があしらわれた「なおしまオリジナル扇子」を配布しました。

今後も、直島を訪れる皆さんに少しでも多く思い出ができるように取り組んでまいります。

・瀬戸内国際芸術祭2025概要

【会 期】 春：4月18日(金)～5月25日(日)

夏：8月1日(金)～8月31日(日)

秋：10月3日(金)～11月9日(日)

計107日間



瀬戸芸公式HP

【会 場】

直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、瀬戸大橋エリア（春）、志度・津田エリア（夏）、引田エリア（夏）、本島（秋）、高見島（秋）、栗島（秋）、伊吹島（秋）、宇多津エリア（秋）、高松港エリア、宇野港エリア

その他詳しい内容等については、瀬戸内国際芸術祭2025のホームページをご覧ください。



クリーン活動



おもてなしイベント

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020 / 瀬戸内国際芸術祭総合案内所 ☎087-813-2244



ふれあい診療所からのお知らせ

No.214

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



手洗いうがい

(医師 西山 将)

皆さんにとって、手洗いうがいは習慣でしょうか。

2019年末に端を発したコロナ禍は全世界を震撼させ、幾度も流行の波を経験しながら、医療の進歩によって段々と制御できるようになり、日本では2023年5月に5類感染症へ移行して、共存とはいかないまでも我々の日常の一部に落とし込まれる形になってきています。またこの数年で、皆さんの感染症に関する認識やそれを受けた生活様式は大きく変わったことでしょう。例えば、今では医療機関で当たり前に見られるアルコールによる手指衛生は、医療従事者のみならず患者さんにとっても、コロナ禍以降で知名度がより高くなったのではないのでしょうか。

コロナ流行当初（あるいは今も）、感染リスクを下げるためにアルコール消毒と並んで挙げられたのが、石鹸と水による手洗いです。日本人にとっては当たり前すぎて何を今更…と思うかもしれませんが、年齢や場所を問わず、低コストにも関わらず効果的な対応として、WHOも推奨しています。

手洗いの歴史は古く、1829年（Labarraque）や1847年（Semmelweis）に、手洗いで感染症を予防できることが実証されています。興味深いことにこれらは、感染症とウイルスや細菌などとの関連が認識され始めた1876年より以前のできごとです。20世紀以降も、消化器疾患や呼吸器疾患を2-3割減らす、小学校でのインフルエンザや下痢および結膜炎での欠席率を30-67%減らすなど、さまざまな研究がなされています。

一方、「手洗い」とセットでついてくることの多い「うがい」について、WHOからの積極的な推奨まではありません。日本では平安時代ごろからうがいの記録がありますが、そもそも外国ではうがいをする習慣がないようで、上気道炎や発熱を減らすといったうがいに関する研究の多くが日本発信です。ちなみに、市販のうがい薬でうがいをしたことがある方は多いと思いますが、本当に有効かどうかは結論が出ていません。水によるうがいは害が少なく、コストもかからず簡便なので、うがい習慣づいている人であれば、継続しない理由は乏しいように思います。

瀬戸内国際芸術祭が開催され、観光客が更に増えると、感染症に罹るリスクも上がりやすくなります。今一度、皆さんが自宅でもできる感染対策として、「手洗いうがい」を見直してみたいかがでしょうか。



お問い合わせ

ふれあい診療所

☎087-892-2266



寄附のお礼
 ▼山下玲子様より亡父山下重樹様の香典返しとして、宮ノ浦自治会に対して金一封のご寄附がありました。

おくやみ (敬称略)
 つつしんでご冥福をお祈りします
 地区 氏名 年齢
 文教区 森本 浩三 83
 宮ノ浦 山下 重樹 92
 宮ノ浦 田中 理恵 43

チャレンジ! 広報クイズ

Q.水資源に乏しい直島町は、岡山県玉野市から「○○の水」として海底送水管により受水しています。「水道週間」を機に今一度、一人ひとりが水を大切に使うよう心掛けましょう。

①友情 ②希望 ③努力 (ヒントは、広報紙の中にあります)

4月号の答え ① 応募総数 10 通

【応募締め切り】5月30日(金)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、**1世帯1通**に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報クイズ5月号」係

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り:5月21日(水)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科系	歯科
5月11	井上クリニック (宇野) 32-0831	井上歯科医院 (迫間) 71-4818
18	三宅内科外科医院 (槌ヶ原) 71-2277	垣内歯科医院 (宇野) 21-3414
25	竹原内科医院 (迫間) 71-0101	木下歯科医院 (田井) 31-5545
6月1	玉野中央病院 (築港) 31-1011	桜井歯科医院 (和田) 81-8314
8	しんみなクリニック (用吉) 71-4800	白髪歯科医院 (築港) 32-2880

※診療時間は、内科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。

※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(5月5日~6月6日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
5/5	6	7	8	9
休診日	休診日	午前 大川・西山 午後 西山	大川	午前 西山 午後 横山
12	13	14	15	16
午前 大川・西山 午後 西山	西山	午前 大川・西山 午後 西山	大川	西山
19	20	21	22	23
午前 西山 午後 大川	大川	午前 大川・西山 午後 西山	午前 大川 午後 大川・井上	西山
26	27	28	29	30
午前 大川・西山 午後 西山	午前 松木 午後 西山	午前 大川・西山 午後 大川	大川	西山
6/2	3	4	5	6
午前 大川・西山 午後 大川	大川	午前 大川・西山 午後 西山	大川	西山

※診療担当医は都合により変更することがあります。

※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00

※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30

※救急患者の場合は、診療時間外でも診療しますので、下記に電話してください。

(注意) 訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。

(お知らせ) 第4火曜日の午前のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

5/22(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

ふれあい診療所 ☎087-892-2266

*** Mini Gallery

ミニ ギャラリー ***



横 防 岡崎 貢さんの作品
「役場裏の風景2」



大 坂 上田 玉子さんの作品
「かぼちゃとたまねぎ」

高松たばこ販売協同組合様より 屋外分煙施設を寄贈いただきました

このたび、高松たばこ販売組合様より、宮浦港「海の駅なおしま」に設置する屋外分煙施設をご寄贈いただきました。

周辺の環境美化および受動喫煙対策の向上にご協力いただきましたこと、心より御礼申し上げます。



「能登半島地震災害義援金」 「能登半島大雨災害義援金」の協力お願いについて

義援金へ多くの皆さまより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町区分での義援金受付状況を報告します。

役場庁舎内に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いします。

皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

能登半島地震災害義援金 (令和7年12月26日受付終了予定) **令和7年4月30日現在671,242円**

能登半島大雨災害義援金 (令和7年12月26日受付終了予定) **令和7年4月30日現在251,132円**